

デジタル時代における出版と著作隣接権

鈴木香織 (コンテンツ・マネジメント分科会幹事)

清水利明 (コンテンツ・マネジメント分科会幹事)

安田和史 (コンテンツ・マネジメント分科会幹事)

久保雅一 監修 (日本知財学会理事)

Publication and Rights Neighboring on Copyrights in Digital Age

Kaori Suzuki

Associate, IPAJ Contents Management Subcommittee

Toshiaki Shimizu

Associate, IPAJ Contents Management Subcommittee

Kazufumi Yasuda

Associate, IPAJ Contents Management Subcommittee

Masakazu Kubo

Director, IPAJ (Intellectual Property Association of Japan)

電子書籍の市場が本格的に動き始めている。インターネット上での電子ファイルの流通を進めることは多くの便益を市場にもたらす半面、歴史的にみれば違法コンテンツの氾濫を許すことになり得るという問題がある。しかしながら、出版を取り巻く著作権法制度は、このようなデジタル時代に十分な備えが出来ていない。そこで本稿は、音楽等の先行するデジタル・コンテンツの市場を概観しながら、出版を取り巻く著作権法制度の問題点について指摘し、特に出版と著作隣接権について考察するものである。

■キーワード デジタル・コンテンツ, 著作権法制度, 出版, 著作隣接権, デジタル・シュリンク

1. はじめに

1.1. 電子書籍を取り巻く現状

日本における電子書籍の流通に係る議論が活発になっている。

この背景としては、①電子書籍を読むことが可能な端末 (Device) の普及¹、②電子書籍関連を流通させようとする環境の整備が始まっていること等が挙げられる。

電子書籍の議論が活発に行われているのは、ダウンロードを中心とした出版物に係るビジネスモデルをどのように確立させるのかという点である²。

電子書籍関連の議論は様々なメディアを通じて発信されている一方で、市場全体をみると安定的な状況にあるとはいえ混沌としている。Google 社や Apple 社といったいわゆる「黒船」といわれる外的

要因が、国内の硬直した議論を一気に進めることになったのだが、現時点で市場のイニシアティブをとっているといえるほどのプレイヤーは存在していない。

また、電子書籍に係るコンテンツに関しては、「どのように著作権法上の保護あるいは利用がされていくべきであるのか」という議論がようやく始まったばかりであるといえる。しかしながら、出版にかかる著作権法制度の在り方については20年以上前から議論が行われており、当時の議論を参酌しながらデジタル時代という要素を加味し、今後の出版を取り巻く著作権法制度の在り方について著作隣接権制度を中心に考察する。

1.2. 先行文献

これまで、出版を取り巻く著作権法制度の在り方について述べられたものとして、著作権審議会第8

小委員会（出版者の保護関係）報告書（以下、「第8小委報告書」という）がある。もともと、第8小委報告書は20年前に発表されたものであり、印刷機の普及という市場環境の変化に対応するための規範作りに係る議論であった。この先行文献を参酌しながら、デジタル時代の出版に係る著作権法制度の将来について考察する。更に、考察に当たっては、出版者が作家等の著作者とどのような関係にあるのかという点、あるいは、出版者が義務や責任としてどのようなものを負っているのかという点について検討を行う必要がある。これまで、出版者における義務や責任について、三山裕三氏³、小泉直樹氏⁴等が検討されている。更に、本稿では出版者の地位を高め、著作者と出版者が協力して出来るようにするために、出版者への著作権隣接権の付与を提案する。中山信弘氏⁵は、「情報の伝達者の保護という位置づけからは、著作権隣接権を現在保護されている四者に限定するという根拠はない」とした上で、著作権隣接権の対象者が将来的に広がる場合の具体例に出版者を挙げている。また、シンポジウム等でもテーマとして採用されるようになってきており、例えば、2010年11月JASRACシンポジウムにて上野達弘氏、島並良氏、横山久芳氏、福井建策氏、更に同年同月、日本知財学会と弊分科会の協力で開催された秋季シンポジウムにおいても、そのことについて取り上げている⁶。

本稿は、これらの議論を参酌しながら、出版を取り巻く著作権法制度の在り方について考察するものである。

2. デジタル時代の利用と保護

2.1. 音楽市場に見るデジタル化の功罪

音楽の分野は、コンテンツの中でも早くからデジタル化の波を受けている。CDをはじめとするマテリアルベースの音楽市場がシュリンクしていく中、デジタル音楽配信は2000年に入って以降、着メロや着うたなどの新しい消費形態として認知され、iPod等を始めとするデバイスの普及もあり、徐々に音楽配信のプラットフォームが増えてきた。そのため、多くの利用者がインターネットを通じて音楽

コンテンツを手に入れることが出来るようになり大きな便益をもたらしたといえる。更に、インターネット音楽配信事業も市場を拡大している。

音楽配信がCD販売に代替され、新しい消費形態の下、産業構造が変化していくことについては問題にはならない。このことは、デジタル化された音楽の流通は様々なコストを引き下げることが予想されることから望ましいことである。

しかしながら、期待されていた着メロ、着うた、インターネット音楽配信事業は拡大しているものの、音楽市場全体のシュリンク現象⁷には変化は見られないという状況がある。

この状況を取り巻く一因として、違法コンテンツの問題がある。デジタル化されたコンテンツは、元のデータファイルとほぼ同様のコピーが簡単に作成出来る他、インターネット等を介して簡単に流通させることが可能であるため、違法なコンテンツとして流通しているものがある。音楽配信サービスのダウンロード数は売上を伸ばしているが、その一方で違法ダウンロード数も、正規のダウンロード数とほぼ同様の数字で2006年から2008年まで推移している⁸。統計によれば、ダウンロードされ市場に流通する音楽コンテンツのうち、およそ半数近くが違法ダウンロードによって占められていることになるが、違法ダウンロードは把握できていないものもあると推察されるため、実際には正規のダウンロード数を上回っているのではないと思われる。

音楽に関する著作権者やその管理者、著作権隣接権者などは、多くの違法コンテンツの問題について、技術的、法的に対策を講じてきた。デジタル化された音楽コンテンツに係る判例には、P2Pソフトを利用した音楽ファイル交換についてファイルログ事件⁹、Winny事件¹⁰、また、音楽専用ストレージ・サービスに関してMYUTA事件¹¹や、動画投稿・共有サイトを開設、動画配信サービスを運営していた者に対して、ユーザーのアップロードした動画ファイルに音楽著作物が多数含まれていたことから問題となったTVブレイク事件¹²等がある。違法音楽コンテンツへの法的対応については、違法アップローダーおよび、そのようなコンテンツが氾濫するきっかけとなるプラットフォームを提供する事業者を対

象に行われてきた。そして、2010年1月1日に施行された改正著作権法においては、権利者に無断でアップロードされている音楽や動画のコンテンツが著作権を侵害していると知りながらダウンロードする行為が新たに違法となり（著作権法第30条1項3号）、違法複製物の頒布の申出がいわゆるみなし侵害規定（著作権法第113条1項）に追加されるなど、違法となる行為の対象が拡大されたことにより、さらに実効性のある対応が期待できることとなった。法的対応以外にも、違法コピーを防ぐ為、技術的保護手段を利用する方法がある。一般的には「デジタル著作権管理技術（DRM：digital rights management）」等がこれにあたる。このような技術的に制限を加えることについては、違法コピーの氾濫に一定の歯止めをかけることが出来るとする評価がある半面、新しいものが出ればそれを破る者が現れ効果が限定的であるとも考えられるほか、結果的に利用者の利便性までも奪う事になってしまうという批判が成り立つ。そのため、Amazon社やApple社のようにDRMフリーで音楽を販売する動きもある。いずれにせよ、違法コンテンツのデジタル流通に対して積極的な対応をしてきたといえる音楽業界においてもデジタル化における市場の縮小減少（デジタル・シュリンク）を食い止めることが出来ない。

2.2. 映像コンテンツにおけるデジタル化

映像のデジタル化がコンテンツビジネスに大きな影響を与え始めたのは、インターネットを介した動画共有サービスの登場からである。

2002年にP2P技術を利用したファイルシェアソフトであるWinnyは、配布が始まると同時に急速に利用者を集め、増加傾向にある¹³。また、2004年に登場したYouTubeは動画共有という新しい文化を世界に浸透させ、2009年2月には月間利用者数8,342万人を集めた¹⁴。また同様の国内サービス事業者としてニコニコ動画がサービスの提供を始めた。

動画共有サービスに次いで、放送事業社やネット企業によるインターネット上での有料映像配信は、2005年になってから始まった。2006年から2009

年にかけて携帯配信やネット配信が成長過程にある一方で、DVD販売及びレンタル市場は大きく下がっている¹⁵。映像分野においても音楽市場と同様に、デジタル配信市場の伸びがパッケージ市場の縮小を補いきれず、デジタル・シュリンクが起きていることがわかる。

デジタル・シュリンクが起きた理由は、映像分野においても違法コンテンツの影響が大きいと思われる。我が国では、高速で安定したFTTHの普及やハードディスク容量の拡大、個人が保有する動画コンテンツのデジタルデータの増加などにより、違法コンテンツにとっても流通し易い環境が整ったことも背景として挙げられる。

YouTubeでは、2009年に「コンテンツIDシステム」という新たな管理システムの運用を開始した。このシステムはアップロードされた違法動画を照合検出し、その動画に対し権利者が「ブロック」「トラック」「マネタイズ」という3つオプションを選択出来るようにした¹⁶。このような技術的対応によって、権利者は違法コンテンツの流通に対し、一定の「コントロール」が可能となったともいえる。しかし、このような投稿動画をコントロールするシステムを提供出来るサイトは限定的である上、問題の抜本的解決には至っていない。

2.3. リーチサイト

違法コンテンツの被害を拡大させている要因の1つに、いわゆるリーチサイト（reach site）の存在がある。リーチサイトとは、世界中の様々なサーバーに保存されている違法ファイルへのアクセスを容易にするため、それらへのリンクをアーカイブ（archive）しているサイトである。サイト事業者による違法コンテンツの取締りが厳しくなっており、アップローダーは、意図的に検索エンジンの検索に掛からないようにし、取締りから逃れようとする動きがある。通常は、ユーザーがそれらの違法コンテンツに接することは困難であるが、リーチサイトは、違法コンテンツへのリンクをアーカイブすることによって、ユーザーが直接的（あるいは間接的）にアクセスできるような仕組みを構築している。すなわち、リーチサイトが違法コンテンツの閲覧やダ

ウンロードを助長・拡大していることが指摘されている¹⁷。

2010年には、発売日前のマンガ雑誌を撮影しコマ送りの動画ファイルとしてYouTubeに投稿する著作権侵害行為が問題となった事件が発生した（以下「漫画不正投稿事件」という）¹⁸。この事件は、YouTubeへの不正コンテンツの投稿に関し、全国で初めて摘発されたものである。マンガ雑誌等が発売日前にYouTubeで閲覧出来るということになれば、雑誌販売は深刻なダメージを受けることになる。また、容疑者である少年は自身の開設するブログやTwitter上で投稿の告知を行っており、アフィリエイト目的であったとも考えられる。このようなリーチサイトを利用した金銭目的での違法コンテンツの流出は、犯罪色が濃くなっている¹⁹。リーチサイトの著作権法上の責任を明らかにし、直接的な法的規制の検討が求められている²⁰。

2.4. アクセスコントロール回避規制

違法コンテンツの利用を防ぐ技術的対応として、前述のDRMのようなコピーコントロールのほか、アカウント認証や専用プログラムによるアクセスコントロールがある。アクセスコントロールとはコンテンツへのアクセス、すなわち「視聴等」を制限する保護技術をいい、「複製」を制限するコピーコントロールとは区別されている。家庭用ゲーム機、DVDソフト、ソフトウェアの多くでは、これらの技術が複合的に採用されている。

ゲーム業界においては、近年、アクセスコントロールの回避機器（いわゆる「マジコン」）が氾濫することによる被害が問題となっている²¹。映像分野においても、映画のDVDやBlu-ray Diskのアクセスコントロールの回避プログラムがネット等で流通している。

現行著作権法上、コピーコントロールの回避専用装置等の公衆への譲渡等の規制（著作権法第30条1項20号）が定められているものの、支分権の及ばない視聴等へのアクセスコントロールはその対象とされていない。不正競争防止法においては、アクセスコントロール回避専用装置等も対象となっているが（不正競争防止法第2条1項10号）、刑事上の

責任を問うことができない。また、両規定とも技術的保護手段の回避機能「のみ」を有する装置等に限定されていることから、他の機能が認められれば対処しにくいという問題がある²²。

そこで政府は、「アクセスコントロール回避規制の強化を内容とする改革案を2010年度中に策定する²³」として、文化審議会法制問題小委員会などで検討が行われている。

2.5. 電子書籍への影響

以上のように、音楽や映像に係るコンテンツ市場は、違法コンテンツの影響を受けデジタル・シュリンクしてきたことから、今後の成長が期待される電子書籍市場においても同様の状況となることが予想される。

YouTube等のような映像を中心としたコンテンツのプラットフォームにおいては、音楽、映像、図画、文章などあらゆる種類のコンテンツが素材として利用され流通しているが、これらの利用には著作権者からの許諾をそれぞれ得なければならない場合がある。電子書籍においても、これらを素材として利用する場合、それぞれの権利者との調整が求められることがある。

アクセスコントロールについては、電子書籍においても採用するものが出てきている。アクセスコントロール回避による電子書籍に係る違法コンテンツの流通事例は、現時点では見当たらないが、電子書籍の普及に伴い被害が顕在化することが想定できる。

電子書籍に係る違法コンテンツが流通するようになり、簡単に入手可能になれば、消費者の購入意識が低くなる。書籍の適正なデジタル流通を促進するためには、違法複製、違法流通による利用を防ぐ、デジタル流通に対応した技術的、法的な対策をとる必要があるといえる。

3. デジタル時代と著作権法制度

3.1. 出版者の権利

出版者は、著作物の創作に補助的に関与しているに過ぎないため、著作権者の許諾を受けなければ出

版をすることが出来ない。出版者の出版に係る作業として、企画立案から入稿までの間に、執筆依頼を行い原稿の書き上げまでの著作者のサポートを行い、原稿の読込みとフィードバック、原稿が完成してからは、用語・用字の統一等を経て、組方指定において写真や挿画の手配、入稿時に図表や解説などを準備する。また、組上がりから校了までの間に、ゲラ出力、校閲者チェックで各種権利処理を行い、著者校において書名最終確認、造本・装丁進行で原価試算を行い、帯コピー・デザイン決定、校了までを行う²⁴。しかし、著作物を「創作する者」（著作権法第2条1項2号）としての地位を有していないというのが一般的な考え方である²⁵。

出版者が出版を行う場合には、著作権者との出版契約が交わされる。また、出版契約においては、出版権が設定されることがある（著作権法第79条ないし第88条）。出版権者は、「設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもつて、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利を専有する」（著作権法第80条）。もっとも、出版権は、紙媒体の出版物に及ぶことについては問題ないが、デジタル化された出版物に対しては「文書または図画」の範囲に含まれないこととされており効力が及ばないと一般的には解されているため、マテリアル（material）に固定されていない出版物に出版権が及ぶことはない²⁶。また、出版権の設定においては、文庫サイズ等の版型ごとに設定されることもあるため、文庫サイズのみ出版権が設定されているような場合においては、その他の版型の出版に対して権利が及ばない。

3.2. 出版者の責任と義務

出版者は、多くの義務や責任を法律上負っている²⁷。出版者が仮に作者（著作者）に依頼されて出版物を製作し、それを流通させるということを代理するだけであって、その他の義務や責任について作者が全て負っているわけではない。出版者は、他人の著作物の掲載をしているか否か、名誉棄損等の法的問題について、作者を監督する立場に置かれることがある²⁸。また、著作者と「著作権侵害をしてい

ない」とする契約を結んだとしても監督する義務を免れることはない²⁹。出版社は、著作権者と一緒に紛争に巻き込まれることが多いが、その最大の理由は経済力の問題であると考えられる³⁰。このような出版者の立場につき、「権利なき義務、自由なき責任」とであると述べる者もいる³¹。

3.3. 出版者と著作隣接権制度

出版者と著作隣接権制度にかかる議論は20年以前から存在している。

文化庁は、複写機器が汎用化されたことに危機意識を持った著作権者等の要請で、昭和60年に著作権審議会において第8小委員会が設置し、平成2年（1990年）6月『著作権審議会第8小委員会（出版者の保護関係）報告書』（以下、「第8小委報告書」という）を公表している³²。第8小委報告書では、出版者が、出版行為により著作物の伝達に重要な文化的役割を果たしており、一定の範囲で現行著作権法においても保護がなされているが、複写機器の発達普及という新しい市場環境においては、既存の出版権設定の制度に加えて、一定の権利を認めることが必要であると考えとし、出版者への著作隣接権のような制度を作るべきとの提言を行った³³。しかし、経済団体等の①複写の増大における経済的損失の影響が不明確、②現行法の枠内で譲渡契約による解決を図ることも可能なこと、③国際的コンセンサスが無いこと、④国内におけるコンセンサスを得るのが困難なことなどが意見により2010年に至っても制度を導入できていない。

2010年、総務省、文部科学省、経済産業省の三省により「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」が合同で開催された。ここでは「出版契約や流通過程に与える影響や各国の動向についての調査・分析等の実施や議論の場を設けることなどを通じて、更に検討する必要がある。国としても、こうした取組を側面から支援することが適当」とし、それを受けた議論が文科省における「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」で開始された。2010年以降の議論は、電子書籍に関する市場が本格的に動き出したことを受けて、法制度整備の議論が進み始めたといえる。

デジタル時代における出版を取り巻く著作権法制度を考える上で、著作権隣接権制度について再検討を行う必要があると考える。

4. デジタル時代における出版を取り巻く著作権法制度の在り方

デジタル時代の出版を取り巻く著作権法制度は、流通を促進することを目的として、侵害等のリスクを出来る限り下げることや、リスクに対して迅速な対応が出来る環境を作る必要がある。しかしながら、出版に係る著作権法制度はデジタル対応していない部分も多い他、著作権者以外に主体的に侵害への対応が出来ないという問題がある。実際に、侵害事件に対応するのはほとんどが出版社という場合が多いが、出版者は著作権者との契約によらなければ、主体的に訴訟活動を行うことが出来ない。また、収益化という面においても個人である著作権者には、経験が十分であるとは言えない者もいるため、この点に関しても出版者の機能が必要になってくる。そこで、このような侵害対応と収益化を始めとするプロデュース機能を有する出版者の著作権法上の地位を高める必要があると思われる。実際のところ、いくつかの手段があると思われるが、本稿においては著作権隣接権制度というところに焦点を当てて考察する。著作権隣接権制度は、実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者に対しては、明確な理由付けではないものの概ね、①創作の補助を行う等の準創作性、②著作物を流通に置いている媒介者としての役割という2つの理由付けにより付与が認められている³⁴。出版者は、①ないし②のどちらにも該当すると考えられる他、訴訟に巻き込まれることが多く、義務や責任も大きい。そのため、著作権隣接権者としての地位を有する妥当性があると思われる。また、著作権隣接権は、著作者の地位に影響を及ぼさない別個の権利であることや、出版者に主体的な立場を与えることで、著作権者と協力してハイブリッドな侵害対応がなされることが期待される。

このように、著作権隣接権を出版者に対して与えることについてはデジタル化時代におけるリスク対応や収益化という面でメリットがあると思われる。し

かしながら、2010年においても、国内のステークホルダーのコンセンサスが得られるという見通しは立っていないため、実現にはかなりのハードルがある。もちろん、YouTubeのような映像コンテンツの流通に係るプラットフォームが提供しているような包括契約型ビジネスモデルも今後出版を巡る市場にも登場する可能性がある。しかしながら、このようなビジネスモデルの前提となる法規範がしっかりとしていなければ、このようなビジネスモデルも効力が十分に上がらなくなってしまう。いずれにせよ、デジタル時代を迎えた出版を巡る著作権法制度は対応を迫られており、今後の動きを注視する必要がある。

注

- 1 電子書籍専用端末が国内市場で現れたのは1990年のソニー社製小型電子ブックプレーヤー「データディスクマン DD-1」を皮切りに、松下電器産業製の「Σ book」、ソニー社製「LIBRIe」などが上市され、アマゾン社 Kindle も話題になっている。その他、専用端末以外にも、電子辞書端末、携帯電話（ケータイ）、スマートフォン、ゲーム機などがブックリーダーとしての機能を持つようになり、Apple社製のiPhoneやiPad、Google社が開発したAndroid OS を利用した端末も登場し、電子書籍市場の可能性を広げる役割を担っている。
- 2 電子出版を「電子化された出版物」と捉えるとその対象は広い。我が国では、1985年に三修社がCD-ROM出版を『最新科学技術用語辞典』として行ったのが最初であり、その後若波書店が『広辞苑』を同様の形態で1987年に出版している（インプレスR&D（2009）『電子書籍ビジネス調査報告書2009』2頁）。このようなCD-ROMとしての形態から始まり、インターネットからダウンロードする形態の販売方式も登場している。コンテンツがダウンロードで販売出来るようになったことは、出版物をマテリアルベースのパッケージから解放した。
- 3 三山裕三『著作権法詳説【第7版】』（LexisNexis, 2007年）421頁-425頁参照。
- 4 小泉直樹「講演録/著作権侵害回避の注意義務と過失」コピライト49(580)参照。
- 5 中山信弘『著作権法』（有斐閣, 2007）423頁参照。
- 6 日本知財学会2010年度秋季シンポジウム「デジタル・コンテンツの時代」。http://www.ipaj.org/symposium/symposium_13.html
- 7 音楽・音声合計売上は、2000年の1兆8,548億円から、2009年に1兆4,005億円となり4,543億円下がっている。売上減少の理由はCD等の音楽ソフトの売上が下がったことが大きい。音楽ソフトの売上は、同期間に3,706億円下がっており、市場後退の大部分を占めていることがわかる。CD販売等に代替されると期待されていた携帯配信やネット配信は、2000年には、携帯配信が245億円、ネット配信が4,000万円であったものが2009年には携帯配信が1,718億円、ネット配信が260億円と売上を伸ばしたが、合わせても1,732億6,000万円売上がプラスになったに過ぎず、CD販売等のマイナス分を吸収することはできず、その他の分野の下げも含めて、音楽市場は全体としてシュリンクしていることが分かる。デジタルコンテンツ協会編『デジタルコンテンツ白書2010』（デジタルコンテンツ協会, 2010年）参照。
- 8 日本レコード協会『日本のレコード産業2006-2008』（日本レコード協会, 2006-2008年）より売上データの数値および違法コンテンツ流通に係る計算式を利用して算出。

- 9 ファイルログ事件/東京地裁平成 14 年 4 月 9 日(判時 1780 号 25 頁)及び平成 14 年 4 月 11 日(判時 1780 号 25 頁)、中間判決/平成 15 年 1 月 29 日(判時 1810 号 29 頁)、地裁判決/東京地判平成 15 年 12 月 17 日(判時 1845 号 36 頁)、高裁判決/東京高判平成 17 年 3 月 31 日(裁判所ウェブサイト)参照。
- 10 ファイル共有ソフトである Winny (ウィニー)を利用して、他人の著作物を送信可能化した被告人の行為につき有罪となったものとして、Winny (対アップローダー)事件/京都地判平成 16 年 11 月 30 日(判時 1879 号 153 頁)。他に、Winny を開発・公開することで、インターネットを利用する不特定多数者に提供したことについて争われた事案である Winny (対開発者)事件/京都地判平成 18 年 12 月 13 日(判タ 1229 号 105 頁)において、幫助犯を構成するとして有罪とした。しかし、その後の控訴審 Winny (対開発者)事件/大阪高判平成 21 年 10 月 8 日(季刊刑事弁護 61 号 182 頁)において原判決を破棄し被告人を無罪とした。
- 11 MYUTA 事件/東京地判平成 19 年 5 月 25 日(判時 1979 号 100 頁)は、「MYUTA」という名称の CD 等の楽曲を携帯電話で聞くことの出来るサービスを提供しようと考えている事業者が、本件サービスの提供に関して著作権の管理業務を行っている事業者に対して、当該管理著作物についての差止請求権が存在していないことの確認を求めた事案である。
- 12 TV ブレイク事件/東京地判平成 21 年 11 月 13 日(判時 2076 号 93 頁)は、動画投稿・共有サイト「TV ブレイク」を運営する事業者が侵害行為を直接に行う者と同視出来るとして主体的に、JASRAC の管理する著作物の複製物を含む動画ファイルを蔵置し、これを利用者に送信しているとして著作権侵害に問われた事案である。
- 13 コンピュータソフトウェア著作権協会等の「ファイル交換ソフト利用実態調査」によれば、国内でのファイル交換ソフト利用者は 2002 年 1 月の約 68.4 万人から、2006 年 6 月には 175.1 万人に増加しているとの推計データを公表している。コンピュータソフトウェア著作権協会ウェブサイト調査報告参照。http://www2.accsjp.or.jp/research/
- 14 eMarketer.com 「Top 10 Web Brands in the US, Ranked by Unique Visitors, February 2009」http://www.emarketer.com/Article.aspx?R=1007051 (2009 年 2 月現在)
- 15 映像のデジタル配信市場は、2006 年には携帯配信が 24 億円、ネット配信が 368 億円の売上であったものが 2009 年には携帯配信が 112 億円、ネット配信が 553 億円となり、年々売上は増加しており成長過程にあるといえる。しかし、DVD 販売及びレンタル市場は、2006 年に 6,238 億円の売上であったが、2009 年には 5,572 億円となっており、666 億円下がっている。デジタル配信市場の伸びがパッケージ市場の縮小を補いきれず合計で 273 億円減少している。
- 16 2010 年 11 月 24 日に Google 社が報道関係者向けに発表したデータによれば、コンテンツ ID システムを利用するパートナー(権利者)は 2010 年 11 月現在、世界で 1,000 社以上にのぼり、登録されたコンテンツは 400 万個以上にのぼるとしている。
- 17 コンテンツ強化専門調査会インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について(報告)」(内閣府、平成 22 (2010 年) 5 月 18 日)参照。
- 18 2010 年 6 月 14 日報道各紙によれば、名古屋市の中学 3 年生が、発売日前の雑誌を撮影しコマ送りの動画に編集し、YouTube へ投稿したとして、著作権法違反の疑いで逮捕された。
- 19 漫画不正投稿事件では、雑誌発売日より前にファイルがアップロードされていることから、出版社や制作、印刷、流通などを担う関係者が関与している可能性が指摘できる。
- 20 「損害賠償請求に関しては、ケースによっては、著作権侵害の共同不法行為ととりわけ幫助として構成することが可能であると考えられるが、侵害対策として重要な差止請求についてはその範囲は必ずしも明確ではない。このため、現在検討が行われている著作権の間接侵害の要件や差止請求権の在り方の議論の中で当該行為の位置づけを整理していくことが必要である。また、特に悪質で違法性が明確と考えられるサイトについては、プロバイダと権利者が協同して進める侵害対策措置の一環として、削除等の対策を検討することも必要である」としている。コンテンツ強化専門調査会インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について(報告)」(内閣府、平成 22 (2010 年) 5 月 18 日)参照。
- 21 「違法ゲームソフトの使用実態調査報告書(委託調査)(コンピュータエンターテインメント協会、2010 年 5 月)によれば、違法ダウンロードサイトのうちダウンロードカウンタが設置されているサイトのダウンロード数のカウント等から被害額を算出したところ、DS 用と PSP 用の日本語バージョンの違法複製ゲームソフトによる被害総額は、2004 年～2009 年の累計で 9,540 億円となると試算している。
- 22 任天堂マジコン事件/東京地裁平成 21 年 2 月 27 日(裁判所ウェブサイト)は、不正競争防止行為差止請求事件であり、不競法第 2 条 1 項 10 号の「のみ」要件の意義と要件充足性が争点となった。
- 23 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2010」(内閣府、平成 22 (2010 年) 5 月 21 日) 4 頁参照。
- 24 平井彰司「出版の現在」議事録【資料 1】(文化審議会著作権分科会基本問題小委員会、平成 22 (2010 年) 第 2 回)参照。
- 25 「当該作品の形成に当たって、必要な資料を収集、整理をしたり、助言、助力をしたり、アイデア、ヒントを提供したり、できあがった作品について、加除、訂正をしたりすることによって、何らかの関与をした場合でも、その者の思想、感情を創作的に表現したと評価される程度の活動をしていない者は、創作した者ということとはできない」ドメスティック・バイオレンス事件東京地判平成 16 年 2 月 18 日(判時 1863 号 102 頁)。
- 26 マテリアル(material)に固定された出版物の内、CD-ROM などによる出版物について、紙媒体と同様に解するべきであり出版権の効力が及ぶとする学説も出来るとした学説に、中山信弘「著作権法」(有斐閣、2007 年) 335 頁、田村善之「著作権法概説(第 2 版)」(有斐閣、2001 年) 489 頁。それに対して、紙媒体に限定的に解するべきとする学説に、作花文雄「著作権法制度と政策(第 3 版)」(発明協会、2008 年) 88 頁参照。
- 27 出版社の義務と責任に関する学説として、三山裕三「著作権法詳説(第 7 版)」(LexisNexis、2007 年) 421 頁-425 頁、小泉直樹「講演録/著作権侵害回避の注意義務と過失」コピライト 49 (580) 等がある。
- 28 「既に公表された美術の著作物については、これを侵害して製作した作品の写真を両誌に掲載することのないよう調査すべき義務がある」樹林事件/東京地判平成 2 年 4 月 27 日(判時 1364 号 95 頁)。「執筆部分について、改訂前の表現の無断利用が行われなように、予め執筆者に対して注意を促し、更に、執筆済み原稿を照合して表現の利用の有無を確認し、これがあつた場合には被利用表現の執筆者の同意の有無を確認するなど、改訂前の執筆者の有する著作権、著作人格権を侵害することを回避すべき措置を講じるべき義務があると解するのが相当である」葉書事件/東京地判平成 2 年 6 月 13 日(判時 1366 号 115 頁)。ただし、これらの判決が書籍全般に適用出来るかという点については明らかではない。
- 29 「本著作物が他人の著作権その他の権利を侵害しないことを保証する」との保証を得ていたにもかかわらず、「調査、確認する義務を免れるものではないというべき」であるとした。ホテル・ジャンキーズ事件/東京地判平成 14 年 4 月 15 日(判時 1792 号 129 頁)。
- 30 学説においては、個人よりも、経済力のある出版社を巻き込んだ方が訴訟を有利に展開しやすく、更に、流通に置いているのが出版社であることから、回収、断裁、廃棄までおよび抜本的な解決には、出版社をも巻き込まなければ抜本的な解決が図れないとしている。三山裕三「著作権法詳説(第 7 版)」(LexisNexis、2007 年) 424 頁参照。
- 31 平井彰司「出版の現在」文化審議会著作権分科会基本問題小委員会(平成 22 (2010 年) 第 2 回)議事録【資料 1】及び、「議事内容」(平成 22 (2010 年) 5 月 10 日)
- 32 著作権情報センターのホームページで公開されている。http://www.cric.or.jp/houkoku/h2_6/h2_6_main.html
- 33 著作権審議会第八小委員会「報告書」(文化庁、平成 2 (1990 年) 6 月)参照。
- 34 中山信弘「著作権法」(有斐閣、2007 年) 422-423 頁参照。